

微生物等による化学物質の分解度試験の新旧対照表

改正後	改正前
<p>Ⅲ 活性汚泥の調整</p> <p>2 汚泥採集回数 年間<u>4～6回</u>とする。</p> <p>* [活性汚泥の調整と使用期間の例] について、上記2の改正に伴い年間6回採集の場合を記載</p> <p>Ⅳ 試験方法</p> <p>2 基礎培養基 <u>JIS K0102-2008</u>の21で定められた組成のA液、B液、C液及びD液それぞれ3mlに水を加えて1Lとする。</p> <p>4 活性汚泥の接種 3-2、3-3及び3-4の試験容器に<u>JIS K0102-2008</u>の14.1で定められた懸濁物質濃度が30mg/Lになるように活性汚泥を接種する。 (略)</p> <p>5 分解度試験の実施 (略) 一定期間培養した後、残留する被験物質と変化物を分析に供し、その量を測定する。被験物質が水に溶解する場合は、溶存有機炭素の残存量も測定する。<u>また、試験液のpHを測定する。</u></p> <p>6 試験結果の算出方法</p> <p>6-1 試験条件の確認 試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が20%未満であり、酸素消費量から求めたⅣの3-3のアニリンの分解度が<u>7日後に40%を超えかつ14日後に65%を超えるときは</u>、この試験は有</p>	<p>Ⅲ 活性汚泥の調整</p> <p>2 汚泥採集回数 年間<u>4回</u>とする。</p> <p>Ⅳ 試験方法</p> <p>2 基礎培養基 <u>JIS K0102-1998</u>の21で定められた組成のA液、B液、C液及びD液それぞれ3mlに水を加えて1Lとする。</p> <p>4 活性汚泥の接種 3-2、3-3及び3-4の試験容器に<u>JIS K0102-1998</u>の14.1で定められた懸濁物質濃度が30mg/Lになるように活性汚泥を接種する。 (略)</p> <p>5 分解度試験の実施 (略) 一定期間培養した後、残留する被験物質と変化物を分析に供し、その量を測定する。被験物質が水に溶解する場合は、溶存有機炭素の残存量も測定する。</p> <p>6 試験結果の算出方法</p> <p>6-1 試験条件の確認 試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が20%未満であり、酸素消費量から求めたⅣの3-3のアニリンの分解度が14日後に<u>60%以上の場合は</u>、この試験は有効とする。</p>

効とする。

6-2 酸素消費量から分解度 (%) を算出する方法

$$\text{分解度 (\%)} = \frac{\text{BOD}-\text{B}}{\text{TOD (注 3)}} \times 100$$

BOD: 被験物質の生物化学的酸素消費量 (測定値) (mg)

B: 基礎培養基に活性汚泥を接種したものの酸素消費量 (測定値) (mg)

TOD: 被験物質が完全に酸化された場合に必要とされる理論的酸素消費量 (計算値) (mg)

(注 3)窒素を含む被験物質が分解した場合、硝化の程度に応じた TOD を算出する。

6-3 直接定量<sup>(注4)</sup>から分解度 (%) を算出する方法

(略)

(注 4) 直接定量による化学分析法

①全有機炭素分析計を用いる場合  
試験容器から試験液を適量分取し、これを約  $40,000\text{m/s}^2$  で 15 分間遠心分離又はろ過 ( $0.45\mu\text{m}$ ) し、その上澄液又はろ液から適量を分取して全有機炭素分析計により残存する溶存有機炭素を定量する。

6-2 酸素消費量から分解度 (%) を算出する方法

$$\text{分解度 (\%)} = \frac{\text{BOD}-\text{B}}{\text{TOD}} \times 100$$

BOD: 被験物質の生物化学的酸素消費量 (測定値) (mg)

B: 基礎培養基に活性汚泥を接種したものの酸素消費量 (測定値) (mg)

TOD: 被験物質が完全に酸化された場合に必要とされる理論的酸素消費量 (計測値) (mg)

6-3 直接定量<sup>(注3)</sup>から分解度 (%) を算出する方法

(略)

(注 3) 直接定量による化学分析法

①全有機炭素分析計を用いる場合  
試験容器から試験液を適量分取し、これを  $3000\text{G}$  で 5 分間遠心分離又はろ過 ( $0.45\mu\text{m}$ ) し、その上澄液又はろ液から適量を分取して全有機炭素分析計により残存する溶存有機炭素を定量する。